

衆議院 地方創生に関する特別委員会議録 第三号

令和元年十一月十二日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 池田 道孝君 理事 石田 真敏君

理事 今枝宗一郎君 理事 田中 英之君

理事 谷川 弥一君 理事 亀井重紀子君

理事 白石 洋一君 理事 樹屋 敬悟君

理事 あきもと司君 理事 上野 宏史君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

金子万寿夫君 小寺 裕雄君

小林 茂樹君 高村 正大君

佐藤 明男君 鈴木 憲和君

高島 修一君 中曾根康隆君

長坂 康正君 福田 達夫君

藤原 崇君 牧島かれん君

松野 博一君 山本 幸三君

今井 雅人君 関 健一郎君

中島 克仁君 長谷川嘉一君

広田 一君 福田 昭夫君

松平 浩一君 森田 俊和君

山川百合子君 濱村 進君

鰐淵 洋子君 清水 忠史君

藤田 文武君

國務大臣 (地方創生担当)

(まち・ひと・しごと創生担当)

内閣府副大臣 北村 誠吾君

内閣府大臣政務官 大塚 拓君

政府参考人 藤原 崇君

(内閣官房内閣審議官) 大西 証史君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 宮地 俊明君

(内閣官房内閣審議官) (内閣府地方分権改革推進室次長)

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補) 多田健一郎君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 田中 由紀君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官) 丸山 雅章君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 岸本 武史君

政府参考人 (内閣府大臣官房房長) 大塚 幸寛君

政府参考人 (内閣府大臣官房総括審議官) 渡邊 清君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局) 中原 淳君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局) 木村 聡君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局) 村上 敬亮君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局) 田口 康君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部) 赤松 俊彦君

政府参考人 (財務省主計局次長) 阪田 渉君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 森 晃憲君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 井内 雅明君

政府参考人 (林野庁森林整備部長) 小坂善太郎君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 島田 勲資君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 淡野 博久君

政府参考人 (国土交通省道路局次長) 長橋 和久君

政府参考人 (国土交通省鉄道局次長) 寺田 吉道君

政府参考人 (国土交通省鉄道局次長) 近藤 博人君

衆議院調査局地方創生に関する特別調査室長

委員の異動 十一月十二日 谷川 とむ君 補欠選任 岡下 昌平君

同日 廣田 一君 補欠選任 中島 克仁君

同日 岡下 昌平君 補欠選任 谷川 とむ君

同日 中島 克仁君 補欠選任 廣田 一君

十一月十二日 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第四八号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九号)

地方創生の総合的対策に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。地方創生の総合的対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官大西証史君、内閣官房内閣審議官・内閣府地方分権改革推進室次長宮地俊明君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長丸山雅章君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長岸本武史君、内閣府大臣官房房長大塚幸寛君、内閣府大臣官房総括審議官渡邊清君、内閣府地方創生推進事務局審議官中原淳君、内閣府地方創生推進事務局審議官木村聡君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府地方創生推進事務局審議官田口康君、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦君、財務省主計局次長阪田渉君、文部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大臣官房審議官井内雅明君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君、経済産業省大臣官房審議官島田勲資君、国土交通省大臣官房審議官淡野博久君、国土交通省道路局次長長橋和久君、国土交通省鉄道局次長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。小寺裕雄君。

○小寺委員 おはようございます。自由民主党、

めるいわゆる外国系企業と思われる者の取得として、平成三十年に四十三件三百五十八ヘクタール、森林買収を把握しており、同じく累計では四千七百一十一ヘクタールとなっております。

これらの取得された件数の多い都道府県は北海道であり、取得目的は資産保有、別荘用地等が多くなっている、そういった結果となっているところでございます。

○白石委員 国としても把握していて、それを毎年発表していると。配付資料でも、これは林野庁さんのホームページから出しているもので、一般の方も見られるということですね。

それを見れば、一番上のところで、法人で中国(香港)で二十一ヘクタール。これは結構大きいなというふうなふうな思われますけれども、それ以外を見たら、別荘地というその説明も成り立つのかなというふうなところがあります。

しかし、これは年間累積していたら相当な面積にもなると思えますし、二番目の質問ですけれども、抜け落ちの可能性ですね。全て本当に把握しているのか。例えばダミーであるとかそういうものを使わないか、あるいは届出をやっていないという可能性はあるんじゃないか、こう勤ぐつたりするんですけれども、この点については、政府の認識はいかがでしょう。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

外国資本による森林買収の状況につきまして、調査開始当初は、国土利用計画法に基づく届出、こういった情報を参考に把握していたところでございますが、この届出は一定面積以上ということで、全ての土地の売買を把握していたものではございませんでした。

こうした中、平成二十三年の森林法改正におきまして、面積にかかわらず、新たに森林の土地の所有者になった者に対する市町村長への届出制度が措置されましたことから、現在は、全ての森林の移動については把握は可能になったのかなというふうな考えているところでございます。

さらに、今年度から、市町村が林地台帳という

ものを用意するよういたしました。そういう林地台帳のデータと突合することによって、例えば無届けであるとか、そういったこともチェックできるようなことは必要な範囲でできるかなというふうな考えているところでございます。

○白石委員 本日に抜けがないか、いろいろな情報から収集して、目を光らせていただきたいというふうな思いです。

次の質問は、三番と四番をちよつとまとめて質問させていただきます。

所有については先ほどのお話で、所有した後、その利用についての制限に関しての法規制があるのか、そして、その法規制によって利用方法を不許可としたといったようなことはあるのかについてお聞かせください。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省におきましては、森林の持つ多面的機能を積極的に発揮させていくため、森林法に基づき、森林の利用に対して、開発行為や伐採の規制措置を講じているところでございます。

具体的には、水源涵養等の目的を達成する上で非常に重要な森林、これにつきましては保安林に指定し、森林として維持することを基本として、伐採や転用の制限を課しているところでございます。

また、保安林以外の森林におきましても、一ヘクタールを超える開発を対象に林地開発許可制度が措置されているほか、一ヘクタール以下の森林の開発等についても伐採届出の義務づけがなされているところでございます。

このような制度の運用におきまして、法令や許可基準等に基づき、場合によっては保安林の解除、そういう措置であるとか、林地開発許可に当たって条件を付与するとか、さらには監督処分を行うとか、そういうことが行われているところでございます。

また、これらの措置につきましては、森林所有者が外国人であるか否かにかかわらず適用されるものであり、こういった制度を使って、森林の適

切な利用や保全を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○白石委員 最後の質問です。点字ブロックのメンテナンスについてお伺いします。

点字ブロックというのは、障害者の方にとつて外出するときに大事な命綱でありますけれども、その施工の不備であるとか、あるいは、やはり最近大雨とかが多いです。普通の道路であつてもだんだんそれが壊れてくる、点字ブロックも壊れてくる。その維持管理に不備があつた場合は、利用者さんが、障害者さんとかその御家族がその都度連絡して補修してもらっている。国道か県道か私道かわからない中で、試行錯誤しながら連絡し、補修してもらっている、そういう状況です。

質問です。

このような問題に対して網羅的に対処するため、全国的に一斉点検をしていただけませんか。法的な根拠もバリアフリー法にあるはずですが。優先順位を決めて一斉点検していただけないか。そして、それによって、対応した後、定期的にそういう点検をするというサイクルをつくっていただけないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

○長橋政府参考人 点字ブロックの点検についてのお尋ねでございます。お答え申し上げます。

国が管理している国道では、通常、日常業務の中で道路巡回しておりますけれども、そういった中で、道路に異状があるかどうかというのは認識していること、お尋ねのような点字ブロックのようなケースにも対応するためには、年に一回程度は、実際、管理区間を歩いて網羅的に見てチェックをするということを実施して、その中で、点字ブロックの破損等があれば把握していくということを行つてございます。

地方公共団体が管理する道路についても、先生の御指摘もありましたので、愛媛県等にもちよつと確認はしましたけれども、それぞれやはり道路管理者として、同様に適切な管理に努めているというふうな何つております。

そう認識をしてございますけれども、委員御指摘のようなことがありまして、確かに、日常的に破損しているような場合に、利用者に御不便をかけるとか使えないということもございまして、点字ブロックの点検を含めて、道路の適切な維持管理の重要性というのを改めて認識したということでございます。

それで、国交省としては、国の管理する道路についても適切に維持管理を再度徹底するようにしたいと思ひますし、地方公共団体に対しまして、いろいろな会議とかあらゆる場を通じまして、道路の維持管理を適正に行うべきよう、今回のような御指摘も踏まえて働きかけを行つてまいりたいというふうな考えてございます。

○白石委員 ぜひ働きかけをよろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。私も、所信に対する質疑に入る前に、一言、桜を見る会について発言をしたいと思ひます。桜を見る会、この桜を見る会に行きますと、お土産にお酒を飲む升をもらえます。升酒の升です。この升がインターネットの出品、購入サイト、メルカリに多数出店されております。大体千円から千五百円ぐらいで売られているんですよ。胸につける招待客のリボンとセットであると二千五百円から三千ぐらいで売られている。その中で一番高価なものが、何と、片山さつき前地方創生担当大臣の名刺なんです。この名刺の出品者は、二〇一九年、安倍晋三総理大臣主催の桜を見る会で片山さつき政調会長代理本人より直接いただいたものでございます。値段が何と、一枚一万三千五百円。まだ売れ残つております。

この升がネットで売られているということ、これは金品の提供にも当たるんじゃないかというところで、二人の大臣が相次いで公職選挙法違反の疑いで辞任をする、その中で、税金を使った

後援会活動ではないかということが今疑われておりますので、やはりしっかりと調査していくということが大事だと思いますし、私たち野党そろって結束して追及をしていきたいというふうに思います。

国民の皆さんが怒っておられるのは、この様を見る会の予算や招待人数はふえているのに、一方で消費税の増税が強行されたことだというふうに思うんですね。

きょうは、この消費税の引上げやあるいはポイント還元への導入が、いわゆる地方のとりわけ過疎地の方々にどのような影響を与えているのかということについて、北村誠吾大臣と議論をしたいというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一九では、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等についての言及がございます。ここでは、地方の山間地域や離島なども地域再生の対象として集落生活圏維持政策を実施するとしています。

しかし、十月からの消費税増税によりまして、実は地方には大きな矛盾と混乱をもたらしていると言わなければなりません。これはキャッシュレス決済によるポイント還元についてなんです。

現在、毎日十億円規模でポイント還元が行われているということなんです。ここからが大事、地方では使えない、高齢者では複雑過ぎてよくわからない、結局金持ち優遇で不公平じゃないか、こういう声がこのポイント還元導入前から上がっていたわけなんです。

実は、ことし三月五日の参議院予算委員会で世耕弘成前々経済産業担当大臣は、地方切捨て、高齢者切捨てとの批判に対して、地方とか高齢者が対象外だということは、これは当たらないというふうにしつかり述べておられるんですね。電子マネーカードについては地方のスーパーでも今普及が急速に進んでいる、地方切捨てではない、高齢者置いてきぼりではない、こういうふう述べておられるんです。

北村大臣にお伺いしますが、今回の消費税導入

に伴うキャッシュレス決済によるポイント還元事業、これは地方や高齢者の皆さんにとって本当に切捨て政策ではないというふうにお考えでしょうか。

北村国務大臣 お答えいたします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、経済産業省で適切に対応するものと心得ておりますので、いずれにしても、地方創生を所管する私といたしましては、現場の声をしっかりと伺いながら、地方創生の実現に資するよう全力で取り組んでまいりますとお答えします。

清水委員 実は、昨年十月十六日に、当時の片山さつき地方創生担当大臣がこのキャッシュレスの問題について発言されているんです、記者会見で。

何とおっしゃっているかといいますと、一、二年の間にどれだけキャッシュレスが浸透するかということになる、浸透し切れない部分にも温かみが行くような対策をとらなければならぬ、こう述べられて、いわゆるキャッシュレス決済が進んでいない地域、地方ですね、それから消費者、こういった方々への支援が必要だ、こう述べておられるんですね。ですから、決して所管と関係ないということではないと思うんですね。

そこで、経産省にまず確認させていただきたいと思えます。

十一月一日時点でポイント還元制度が使える加盟店の登録数が一件もない自治体、いわゆるその自治体の中でポイント還元できる店がゼロ、その自治体が幾つあるか、あるいは一店舗だけありますよという地方公共団体、自治体が幾つあるか、それから、ポイント還元できる店はあることはあるんだが、一桁台、十店舗に満たないという自治体数はそれぞれ幾らあるか、教えてください。

島田政府参考人 お答えをいたします。

十一月一日の時点で、全国千七百八十八市町村のうち、加盟店の登録数がゼロの自治体は七自治体でございます。また、一店舗となっております自治

体が全部で十自治体、それから、九店舗以下、一桁台の自治体は百五十四自治体ということになってございます。

清水委員 資料の一をごらんください、配付資料の一番を。

今答弁いただいたように、ポイント還元事業がその自治体の中に一軒も利用するお店がないという自治体が七つある。読み上げます。東京都青ヶ島村、新潟県粟島浦村、和歌山県の北山村、高知県の大川村、鹿児島県の三島村、鹿児島県の十島村、そして沖縄県の渡名喜村、これらは住んでいる地域に一軒もポイント還元ができる店がないんですね。しかも、一桁台しかないという自治体が百五十四ということですから、全自治体の約一割で、このように、いつでもどこでも使えるというように今なっていないということなんです。

都会に住む人たちは、あちこちにコンビニとかスーパーがありますから、いつでもポイント還元の恩恵を受けることができるわけですが、地方に住む人にとっては、こうした事業の恩恵を受けることができないわけですよ。そういう点で、やはり、最初に、私、片山さつき前地方創生担当大臣が、行き届いていないところにも温かみのある対策をやらなきゃならないということを前もって懸念されていたわけですし、地方切捨てでない、高齢者切捨てでないとおっしゃるんですけれども、実際、この資料を見ていただいたら、地方や高齢者がやはり恩恵を今のところ受けていない制度だということは認めざるを得ないんじゃないでしょうか、大臣。

北村国務大臣 お答えします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、先ほども申しますように、経済産業省で所管していただいておりますから適切に対応するものと心得ますけれども、私としては、地方創生を所管する大臣として、現場の声を聞きながら地方創生の実現を図る、これに全力を尽くさないと考えております。そういうことで、取り組

んでまいるということを御理解いただければと思えます。

清水委員 現場の声を聞いていただくという答弁は大切なことだと思っております。

ただ、私がここで指摘しているのは、今、キャッシュレス決済によるポイント還元事業が、やはり都市部と地方で受ける恩恵が違うんじゃないですかという問題提起なんです。それを具体的にあらわすために、経産省にも来ていただいて、このポイント還元の使える自治体がどれだけあるのか、使えない自治体がどれだけあるのかという事実を紹介したわけですよ。

ですから、もちろん声を聞いていただくことは大事ですが、やはり、このことはちょっとこだわりたいのは、少なくとも現時点では、都市部の方々に対して、地方に住んでおられる方々でいうと、だつて住んでいるところにポイント還元を使えるところがないんですから、そういう点では不公平になっているんじゃないか、ここの認識だけ、ちよつと原稿を置いて、大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

だつて、大臣は所信で、それぞれの地域で住みよい環境を確保する、こういうふうな所信で述べられたわけですから、ポイント還元を使えない、お店もない、そういうところにはちゃんと温かみのある政策をしないとイケない、今は不公平になっている、その認識がなければならぬと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

北村国務大臣 お答えします。

ポイント還元の加盟店登録が全国津々浦々に広がるよう、今後は、まず個別周知、勧誘、そういうことによつて加盟店が拡大していくように、さらに、チラシ、ポスター配布や全国各地のキャッシュレスの使い方の講座を開催する、わかりやすい動画の配信を行う。また、キャッシュレス決済になじみのない方々へ周知できるように、より多くの方々に参加いただけるように取り組んでまいります。経済産業省とともに、力を合わせてやっ

ていくこととあります。

清水委員 やはり現場の実態ということ、北村大臣、ぜひリアルにつかんでいただきたい。

紹介したいんですけれども、私の選挙区、近畿ブロック、二府四県なんですが、百九十八の自治体がございます。ポイント還元事業に加盟しているお店が一桁台というのが十八自治体あるんですね、近畿ブロックの中にも。それで、私は、加盟店がゼロという北山村周辺の和歌山県、それから奈良県、この山間地域を調査してまいりました。

どの地域でも共通するのが、とにかくそこは、使える自治体がありませんから、ポイント還元を使える隣のスーパーへ行くまでは車で三十分、四十分以上かかるんですよ。運転免許のないお年寄りはとても隣町まで行くことができませんし、バスに乗るというのであれば、一日に二、三便、一時間以上かかるわけですよ。ポイント還元を受けるのにバス賃を払わないといけない。もちろん、村の中にはセブンイレブンなどの大手コンビニは一つもありません。小さな雑貨屋が移動販売があるだけなんです。

北山村で雑貨店を営んでいる年配の女性に話を聞きました。スマホは使わない、ポイント還元はよくわからない、消費税の増税の負担だけが押しつけられて地域は大変だ、こういうふうにおっしゃっておられたわけですよ。

大臣、先ほど現場の声をしっかりと聞きたいというふうにおっしゃっておられましたので、こういう本当にポイント還元が使えないという自治体は実際に足を運んで現場をごらんにならないと。何でしたら、私、招待しますので。ぜひ、その気持ちだけ、まずここで確認したい。

北村国務大臣 今後、委員のお勧めもございませぬし、お時間をいただいて、まず第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定に当たらないければなりませんから、スーパーシティー構想の実現に向けた制度整備等を進めるに当たってはまさに地域の実情をしっかりと把握することが大事であり、視察先についても、そうした地方創生の取組の強化を図る上で参考となる事例をしっかりと見

てまいりますということで取り組むということ、御理解いただきたいと思えます。

清水委員 最後に、配付資料の二を見ていただきたいんですね。これは都道府県別一人当たりの県民所得の数字なんです。見ますと、やはり都会の方は高いんですね。東京都が五百三十七万八千円、一人当たりの所得ですね。愛知県は三百六十七万七千円なんです。北村誠吾大臣の地元、長崎県は二百三十八万八千円。非常に都会と地方とは県民所得に差が大きいんですね。このことは御存じだということに思います。

配付資料の三枚目を見てください。これは私の事務所で作成したもので、いわゆる収入に対する消費税の負担割合のグラフをつくってまいりました。例えば、年収二百万円から二百五十万円の収入のある方の消費税の負担割合は六・五%なんです。年収が一千五百万円を超える、こういう方々の消費税の負担割合は二・〇%、非常に低いんです。収入のほとんどを生活費に回さなければならぬ低所得者と違って、高額所得者の方々は貯蓄や投資に回せますので、消費税の負担は非常に軽くなるんです。

つまり、私が何を言いたいかというと、今度の消費税というのは逆進性があるわけですから、とりわけ県民所得の低い傾向にある地方に対して大きな負担を押しつけたということになった、こういう認識はお持ちではありませんか。

山口委員長 北村国務大臣、時間が過ぎていきますので、簡潔に。

北村国務大臣 お答えいたします。今般の消費税率の引上げは、少子高齢化社会における社会保障の安定財源を確保するために国民が広く分かち合うとの観点から必要なものであり、一部の国民に負担を求めるといえるものではないと思えます。また、今回の引上げに当たっては、まず軽減税率制度を実施する、さらに幼児教育、保育の無償化を図る、そしてプレミアムつき商品券、これら実現など、経済への影響に対するものに十分な対

策が講じられていると承知いたしております。以上です。

清水委員 もう終わりますが、広く分かち合っているという感じがなくて、やはり高額所得者はそれほど分かち合っていない、消費税の逆進性について、私、証明しましたので、そのことを指摘した上で、今回の質疑で明らかになったのは、消費税の増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元事業においては、やはり地方、高齢者が置いてきぼりになっている非常に不公平な制度である、そして、県民所得の低い地方へさらなる痛みを押しつけたということだと思っております。

ぜひ、低迷する景気と暮らしを立て直すためにも、政府として消費税を緊急に5%に戻すことを強く求め、そして、足を運んでいただきたい、このことを強く求めて、質問を終わります。

山口委員長 次に、藤田文武君。

藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。地方創生委員会は初めての質問になりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。冒頭、様を見る会のこと話になっていて、私も、やはりに乗りまして一言申し上げたいんですけれども、この問題は、古今東西ある問題で、権力者の周辺の方が貴重な場に便宜を図って行かせてもらったかのようなことを言われている話ですけれども、これをこの委員会で、他党の先生、質問時間のほとんどを使われてやられたことにしまして、私は余り賛同できないというふう

に思っています。これは問題としては、野党も政権時代に同じことがあったと違うかということも言われていますから、こういう泥仕合はちよつとやめてほしいなというふうなことが一つあります。しかし一方で、改革を進めるときには、このネットの時代ですから、なかなか後ろ暗いことというのはもう認められない時代になっていまして、大阪では、うちの橋下徹前代表が外形的公平性というのをよく言っていました。

これは本当に気をつけなさいということ、我々は教えとしては言われておりますけれども、この委員会は、今回、スーパーシティー法案、先送りになりまして、次の常会に出てくる予定というふうになっておりますけれども、非常に重要な法案で、これは紛糾する可能性もございませぬから、ある種の清廉潔白と外形的公平性が求められますし、それによって足踏みするようなことが議論の中であることは、私は非常に国会議員の一員として心苦しいことだと思っておりますので、ぜひともその旗振り役の北村大臣にはそれを胸にとどめていただきまして、ラグビーがお好きということでお聞きいたしますので、私もラグビー出身ですので、地方創生の委員会で質問させていただくことを本当に喜ばしく思いつながら、させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、所信に対して端的に質問させていただきます。所信の中で、東京圏への人口の過度の集中は正というのが挙げられていまして、ここには政策を総動員してやっていくという決意が語られております。この東京圏への人口集中は正ということ、東京圏への一極集中は、ありとあらゆる政策に波及して、日本のこれからの将来像を考える上で一番の課題と言つても過言ではないというふう

に思っています。私は、地方に人口を逆流させるような、それぐらいの勢いの政策を打つべきだというふう

に思っています。まず一点目は、若者についてちよつと焦点を絞って質問したいと思えます。

IUTターンに代表されるように、移住という側面から政策の方は細々、助成金であるとかいろいろ出てきておりますけれども、加えて、地元で生まれ育った若者が地方、地元に残れるようなインセンティブをやはり働かせていかないといいなというふう

に思っています。これについての取組や見解をひとつ教えていただきましたのと、ちよつと、時間があるので質問通告させてもらったものをまとめて質問させていただきます。